

# 地域包括支援センターだより

## 暮らしのコンシェルジュ

当センターは、高齢者の暮らしについてさまざまな相談や要望に応える『よろず相談窓口』です。暮らしのコンシェルジュに多く寄せられるご相談と対応を紹介します。今月は『介護保険（住宅改修）』について取り上げてみたいと思います。

- **相談内容**…両膝が痛い。玄関に段差があるが上り下りが大変なので手すりをつけてほしい。
- **対応策**…本人の身体機能、住環境、介護認定の有無を確認。必要な住環境整備を行います。

### 1. 介護認定の確認と担当者の選定

要支援1の認定。（要支援の場合、基本的に地域包括支援センターが担当、要介護の場合、居宅介護支援事業所が担当します。居宅介護支援事業所は紹介します）

### 2. 住環境を確認。打ち合わせの実施、見積書を作成

介護支援専門員（ケアマネジャー）が自宅を訪問、玄関だけでなく、浴室など家の中を確認します。今回は玄関の手すり以外に踏み台の設置を提案し、同意をいただきました。介護支援専門員が業者を紹介します。後日、自宅にて本人、介護支援専門員と業者同席のもと打ち合わせ（サービス担当者会議）を行います。

### 3. 介護支援専門員が役場保健福祉課介護福祉係に事前協議書類を提出

着工前に工事許可を得る必要があります。許可を得ずに工事した場合、保険適用となりません。

### 4. 業者による住宅改修工事の実施

工事終了後、業者に工事代金を支払います。（介護保険は基本的に1割負担ですが、住宅改修と福祉用具購入はいったん業者に全額支払います。）

### 5. 介護支援専門員が介護福祉係に申請書一式提出

### 6. 介護福祉係による改修工事の現地確認

確認の際、入院（入所）されているなど、現地確認ができない場合は確認ができるまでの間、支払いが遅れることがあります。

### 7. 本人の口座に工事代金の9割振り込まれます（結果、1割負担となります）。

#### 【留意事項】

退院前に住宅改修工事を行うことは可能ですが、入院中に外泊・外出を行い、介護支援専門員と施工予定業者が身体・住環境を確認する必要があります。退院後に住宅改修費の支給申請を行います。

※住宅改修支給限度額は一生で20万円まで。20万円までの工事であれば複数回行えます。

要介護認定が3段階以上悪化した場合、再度20万円まで利用可能です。（例：要介護1⇒要介護4）

※介護保険認定を受けず、手すりなどを設置したい方はご連絡ください。修繕ボランティアの方を紹介します。

